

第1回石狩市いじめ問題対策連絡協議会

○期日：平成30年8月29日（水）

○時間：午後2時より

○場所：市役所3階庁議室

1. 開 会

2. 挨 拶

石狩市教育委員会 教育長 鎌田 英暢

3. 自己紹介

4. 協議会の設立趣旨等について

5. 会長、副会長の選出について

6. 協議会の運営について（議事録、傍聴）

7. 平成29年度のいじめの状況について

8. 平成30年度第1回いじめ把握アンケート調査結果について

9. 平成30年度いじめ防止への取組について

10. その他

11. 閉 会

石狩市いじめ問題対策連絡協議会名簿

氏名	区分	所属
松井 明生	石狩市校長会代表者	石狩市立花川小学校長
飛田 寿一	石狩市校長会代表者	石狩市立花川南中学校長
鬼塚 健次	石狩市教頭会代表者	石狩市立厚田小学校教頭
久保田 豊	石狩市教頭会代表者	石狩市立石狩中学校教頭
龍島 秀広	学識経験者	北海道教育大学大学院准教授
岩崎 雄三	学識経験者	石狩市人権擁護委員代表者
大西 孝則	学識経験者	石狩市PTA連合会代表者
北山 敏行	関係行政機関	北海道警察札幌方面北警察署生活安全課長
佐々木 智城	関係行政機関	石狩市教育委員会臨床心理士
古原 祥子	関係行政機関	石狩市教育委員会スクールソーシャルワーカー
上ヶ嶋 浩幸	関係行政機関	石狩市保健福祉部子ども相談センター長
佐々木 隆哉	関係行政機関	石狩市教育委員会生涯学習部長

(事務局)

照山 秀一	市職員	石狩市教育委員会生涯学習部参事
開発 克久	市職員	石狩市教育委員会教育支援センター長
森 朋代	市職員	石狩市教育委員会特別支援教育担当課長
菊池 拓	市職員	石狩市教育委員会教育支援センター就学支援担当主査

石狩市いじめ問題対策連絡協議会等条例

平成30年 3 月28日
条例第15号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 石狩市いじめ問題対策連絡協議会（第2条—第6条）
- 第3章 石狩市いじめ問題調査委員会（第7条—第15条）
- 第4章 雑則（第16条・第17条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、別に定めるものを除くほか、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、石狩市が設置する石狩市いじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 石狩市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第2条 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、石狩市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

（組織）

第3条 連絡協議会は、委員12人以内で組織する。

- 2 連絡協議会の委員は、学識経験を有する者、石狩市立学校職員、関係行政機関の職員その他の者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 連絡協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡協議会の会議は会長が招集し、会長はその議長となる。

2 連絡協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 連絡協議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 連絡協議会の会議は、公開する。ただし、連絡協議会の議事で非公開と決したときは、この限りでない。

第3章 石狩市いじめ問題調査委員会

(設置)

第7条 法第14条第3項及び法第28条第1項の規定に基づき、教育委員会に石狩市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第8条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事務を行う。

(1) いじめの防止等のための対策に関する調査研究等

(2) 法第28条第1項の重大事態に係る事実関係を明確にするための調査

(組織)

第9条 調査委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、法律、医療、教育、心理、福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第11条 調査委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第12条 教育委員会は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、第

9条の規定にかかわらず、臨時委員を委嘱することができる。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するときまでとする。

(会議)

第13条 調査委員会の会議は委員長が招集し、委員長はその議長となる。

2 調査委員会は、委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、次条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

3 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 調査委員会の会議は、公開しない。ただし、調査委員会の議事で公開と決したときは、この限りでない。

(除斥)

第14条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に直接関係する議事に参与することができない。

(守秘義務)

第15条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

第4章 雑則

(庶務)

第16条 連絡協議会及び調査委員会の庶務は、教育委員会生涯学習部において処理する。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会又は調査委員会の運営に関し必要な事項は、会長又は委員長が連絡協議会又は調査委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

参考

【いじめ防止対策推進法（抜粋）（平成 25 年 9 月 28 日施行）】

（いじめ問題対策連絡協議会）

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2～3 （省略）

■平成29年度のいじめの状況について

※平成29年度石狩市として報告した数値であり、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の文部科学省公表は、11月頃を予定

○認知件数

平成28年度			平成29年度		
小学校 50 件	男子 31 件	6 2 件	小学校 40 件	男子 23 件	5 1 件
	女子 19 件			女子 17 件	
中学校 12 件	男子 5 件		中学校 11 件	男子 8 件	
	女子 7 件			女子 3 件	

○平成29年度学年別件数

小学校

中学校

1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計	1 年	2 年	3 年	計	合計
1	8	11	8	5	7	40	8	1	2	11	51

○認知した51件の状況

- ・解消している 49件
- ・継続支援中 2件

平成 30 年度 いじめの問題の対応状況調査結果

＜調査対象期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 6 月末＞

1. いじめ認知件数

604 件（ 小学校 561 件、中学校 43 件 ）

●内訳

小学校

1 年生		2 年生		3 年生		4 年生		5 年生		6 年生	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
52	58	86	89	48	49	49	41	30	15	23	21

中学校

1 年生		2 年生		3 年生	
男	女	男	女	男	女
11	9	9	5	2	7

※参考

アンケートにより「嫌な思いをしたことがある」と答えた児童生徒数

604 名（小学校 561 名 中学校 43 名）

アンケートにより「嫌な思いをしている」のを見たり聞いたりした児童生徒

767 名（小学校 631 名 中学校 136 名）

2. いじめの態様

冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	383	49%
仲間はずれ、集団による無視をされる	113	14%
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	170	22%
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	33	4%
金品をたかられる	0	0%
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	62	8%
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	19	2%
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる	10	1%
その他	0	0%

3. 認知したいじめの現在の状況

- ・いじめの行為は止んでいるが、その状態が相当の期間継続していない **599 件**
- ・いじめの行為が止んでいない **5 件**

平成30年度「いじめ」防止への取組について

1. 市教委の主な取組

(1) 石狩市いじめ問題取組マニュアル（平成30年度版）の配布・・・4月に配布

(2) 啓発・相談等

①「いじめ防止強調月間」の設定及び取組

・30年度についても各校で月間を設定し、子どもたち自身がいじめについて考える取組を実施する。

②保護者向け啓発用リーフレットの配布・・・4月に児童生徒を通じ配布

③いじめ相談カードの配布・・・8月に全児童生徒に配布

(3) 関係機関との連携等

①石狩市いじめ問題対策連絡協議会の開催・・・**新規実施**

- ・メンバー：校長会、教頭会、学識経験者、人権擁護委員、市PTA連合会、北海道警察、こども相談センター、臨床心理士、SSW、教委事務局
- ・年2回開催予定（8月、2月）・・・状況により臨時開催あり

②小中が連携した取組（例：校区内中学校のいじめ防止集会への参加）・・・**新規実施**

- ・校区内中学校のいじめ防止集会へ参加し、自校でその内容を発表する。

○いじめ防止集会への参加はあくまで一例で、既存の小中連携の交流機会を利用して、互いにいじめ防止に向けた取組の情報交換をするなど、いじめ防止に向けた意識の醸成が図られるよう工夫した取組を実施し、小学校、中学校、それぞれに必ず交流した内容を自校でフィードバックする。



H29 石狩中学校のいじめ防止集会の様子（石狩小・生振小・八幡小が参加）

2. 学校の主な取組

(1) 未然防止に向けた取組等

- ①児童生徒が主体となった取組の実施・・・継続
- ②授業（道徳、総合的な時間）等での取り上げ・・・継続
- ③全校による Q－U 検査の実施
 - ・ 29年度は、全校で実施
 - ・ 30年度は、全校、全学年での実施を目指す
 - ・ Q－Uの活用に関しては、研修を継続する（※全体会議（研修）を4月に実施済）
- ④いじめ調査（道教委）・・・年2回（5月、11月）継続

(2) 保護者・地域との連携等

- ①外部の意見を聞く機会の実施・・・継続
 - ・ 24年度より全校で実施
 - ・ 学校評議員等、学校訪問時に取組を説明し、意見を伺う
- ②情報提供の充実・・・学校便り等で継続

平成30年度の児童生徒が主体となるいじめ防止への取り組み	
学校名	H30の取り組み
石狩小学校	・児童会書記局による「思いやり」「絆」「あいさつ」「清掃」などに関わる取組 ・児童会生徒会が連携した地域の清掃活動 ・中学校でのいじめ撲滅集会への参加 ・全校集会でみんなが楽しめる企画（七夕短冊飾りつけ）
花川小学校	・全児童による標語の作成・いじめをなくそう集会の実施 ・花川中学校区での4校交流会で各校の取組について交流する。
生振小学校	・1年を通して、思いやりの心を育てる児童会活動の取組（児童会スローガン「明るいあいさつ きまりを守る子ども 思いやりあふれる 生振っ子」） ・みんながなかよくなるための全校遊び（ハッピー・セ・ソ・デー）の実施 ・いじめについて考える「全校集会」の実施
南線小学校	・児童会書記局主催の「思いやり集会」「なかよし集会」「相談箱の設置」の取組 ・いじめ根絶への「いじめをしない・させない・ゆるさない」標語・ポスターの作成 ・兄弟学級の関わりによる思いやりの心の醸成（ふれあい遊び・ふれあい給食） ・5,6年生による「さわやか活動」（朝の玄関前整列挨拶、低学年教室訪問、声かけ） ※（教師側）いじめはゆるされないことの指導を徹底することを確認しています（アンケートの最後の質問）
花川南小学校	・いじめなど、児童の悩みごとを聞く「なやみごとボックス」の設置 ・いじめをなくすための全校集会の開催 ・よりよい雰囲気のある学校を目指す「あいさつ運動」の実施
紅南小学校	児童会主催によるいじめ防止標語・ポスター作成 児童会主催による「平和集会」 縦割り活動、異学年交流、支援学級との交流による思いやりの心の醸成
八幡小学校	・児童会主催のいじめ根絶標語の全員出品 ・学年によるいじめ防止の発表 ・「いじめを考える集会」にSC参加と講話 ・集会を土曜授業参観日に設定し保護者・地域公開
緑苑台小学校	・児童会主催の「思いやり集会」の実施 ・「いじめをしない・させない・ゆるさない」標語の取組 ・書記局による「いじめ」に関する本の低学年への読み聞かせ ・全校集会での友達作ろうゲーム大会の取組
双葉小学校	・児童会主催のいじめを考える集会の実施（5つの約束の確認） ・児童委員会主催「いじめをなくそう集会」の実施
厚田小学校	・児童会主催の「なかよし集会」の実施 （異学年グループに分かれた遊び、全校縦割り清掃、全校縦割給食） ・あいさつ運動の実施
望来小学校	・5月に全校学級会で、いじめ防止について考える話し合い活動を行う。 ・秋に児童会で「いじめ撲滅」への自主的な取組（標語づくり等を実施し、啓発を図っている。）
聚富小中学校	・児童生徒会の取組である「あなたのいいとこみつけた」カードを廊下に掲示し、相手を認め大切に思い、尊重し合える心を養う。 ・全校給食（小中別く通常＞・小中合同＜年1回＞） ・児童生徒会企画による「みんなで遊ぶDAY（昼休みに小中合同でレクを行う）」の企画 ・縦割り清掃による小中協力・協働体制の確立
浜益小学校	・児童会による全校朝会でのいじめ防止の呼びかけ ・児童会事務局が企画し、いじめについて考える「思いやり集会」の実施 ・全校挨拶運動、全校遊び

平成30年度の児童生徒が主体となるいじめ防止への取り組み	
学校名	H30の取り組み
石狩中学校	生徒会が中心となり、各学級で協議した内容をもとに「いじめ撲滅宣言」を行う。今年度は、校区内3つの小学校にも呼びかけ、宣言や集会にも積極的に関わってもらい、一緒に なっていじめについて考える。
花川中学校	・いじめ防止標語の募集 ・生徒会による月別スローガンの掲示 ・いじめ撲滅集会の開催と撲滅宣言の採択 ・ピアカウンセリングの実施
花川南中学校	生徒会による「いじめ撲滅集会」を開催する。集会時の寸劇でいじめ防止を訴える。いじめ 撲滅の標語を全校で取り組み、校内に掲示する。
花川北中学校	生徒会を中心にいじめ根絶の取り組みを学級、学年、学校の各段階で実施予定。全校集会の LED集会（Little Early Damage）を12月25日に開催予定
樽川中学校	・生徒会主催のいじめ根絶集会実施（年2回） ・樽川中学校「おもいやり宣言」の確認（全校及び各学級）
厚田中学校	・全校給食・スポーツレク、全校レク、全校音楽や全校体育などを通して、積極的な異学年 交流の実施 ・小学生との行事の交流（合同運動会や地域清掃・小中合同文化祭など） ・生徒会が主催し、いじめ根絶標語に全校で取り組み、校内掲示
聚富小中学校	・児童生徒会の取組である「あなたのいいとこみつけた」カードを廊下に掲示し、相手を認め大 切に思い、尊重し合える心を養う。 ・全校給食（小中別く通常＞・小中合同＜年1回＞） ・児童生徒会企画による「みんなで遊ぶDAY（昼休みに小中合同でレクを行う）」の企画 ・縦割り清掃による小中協力・協働体制の確立
浜益中学校	・転入生歓迎全校レク(バスケットボール)を実施し、アイスブレイクを図った。 ・全校朝会で生徒会長による「いじめ撲滅宣言」をし、その後に全校レクを実施予定。さらに その日を含めた1週間、生徒会役員が中心となって朝のあいさつ強化運動を推進することで、 いじめの未然防止に努める。